和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成24年10月9日(火)午後1時30分から午後3時50分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

上岡美穂,上坂和央,金子順一(委員長),小滝正孝,小林直樹,辻紘子,新土居仁昌,松浦善満,山西陽裕

(五十音順,敬称略)

(事務担当者又は庶務)

棚田首席家庭裁判所調査官,星川首席書記官,木村主任家庭裁判所調査官,玉置主任書記官

大橋事務局長,前田事務局次長,安達総務課長,籔本総務課課長補佐 第4 議事

【発言者/ :委員長, :1号委員(学識経験者),

:2号委員(弁護士), :3号委員(検察官),

: 4号委員(裁判官), :事務担当者又は庶務】

- 1 開会
- 2 所長あいさつ
- 3 前回委員会での質問に対する回答

(棚田首席家庭裁判所調查官)

平成22年の検察官送致件数がかなり増えている原因について質問があった。統計によると、平成18年及び平成19年が4件、平成20年が5

件,平成21年が1件,平成22年が11件となっている。平成22年の11件のうち7件が全て19歳の少年であり,すでに保護処分を受けているなどの理由から刑事処分相当となったものである。したがって,重大非行が増えたわけではない。

4 テーマ「面会交流」について

(1) 手続及び事件動向について

ア説明

玉置主任書記官(以下「玉置主書」という。)が,面会交流に関する手続及び事件動向について説明を行った。

イ 質疑応答

面会交流の事件数のグラフが示されているが,不成立の中には審 判に移行したものが含まれているのか。

含まれている。

面会交流の新受件数について,平成23年は平成11年と比べて4.5倍になっているが,親の意識の変化以外に何か理由があるのか。

特定できる理由はない。

(2) 実情及び課題等

ア説明

木村主任家庭裁判所調査官(以下「木村主調」という。)が,面会 交流事件についての家庭裁判所調査官の関わり方及びその一つとして の試行的面会交流について説明を行った。

イ 質疑応答

未成年者が対象であるとのことであるが,20歳直前でも手順は 同じなのか。

15歳以上は子の意思能力が認められるとして,具体的な面会交流の進め方を調整している。また,15歳以上でも子の精神年齢を考慮したり,子に障害があるようなときは試行的面会交流を行うこともある。

(3) 説明用 D V D の視聴

面会交流についての説明用DVD「離婚を巡る争いから子どもを守る ために」を約20分間視聴した。

(4) 科学調査室見学

ア 説明等

家裁庁舎 3 階にある科学調査室を見学し,木村主調が「試行的面会 交流の実際」を説明した。

イ 質疑応答

この面会交流を試行する部屋は、全国的にも標準的なものか。

庁によって部屋の大小はあるが、おおむね同じような構造である。

面会交流を試行する様子を別室においてドーム型カメラで視ることができるのは分かったが,子どもが部屋で走り回ったら,別室からドーム型カメラを操作して子どもを追いかけるのは難しいのではないか。

確かにドーム型カメラだけでは限界がある。そこで,面会交流の 試行では,家庭裁判所調査官が複数で対応し,うち1人は子ども等 と同じ部屋にいるようにしており,人の目とカメラとの併用で部屋 の死角がないように配慮している。なお,当庁では庁舎新営中であり,新庁舎では面会交流を試行する様子を隣の部屋からワンウェイミラーで見ることができるようになる予定である。

(5) 意見交換

DVDを視たり、科学調査室を見学して、面会交流についての感想はあるか。

DVDは理想的で,DVDのように理解のある父母なら離婚をしない。本当はもっとしんどいケースがあり,DVDのようには無理だろうと感じた。DVDに登場するような理解のある人たちではなく,そうでない人たちが圧倒的に多いので,そのような人たちでももう少し共感できるものが要るのではと感じた。

家庭裁判所調査官が当事者に視せる際に、「DVDは理想ではあるがここを目指しましょう。」と勧め、子のためにどうあるべきかを考えてもらっている。DVDも面会交流のしおりも、必ず補足説明を付けている。子の利益実現のためのツールの一つとして理解されたい。

DVDでは、望ましい例と望ましくない例が紹介されていたが、望ましくない最も極端な例は子に会わせないことである。履行勧告をしてもらい、その後にもう一度調停を申立てたことがある。そうならないまでも、望ましくない例があったときに、当事者が裁判所を頼る方法はないのか。

履行勧告は履行されなかったことに対して履行を勧告するものなので、履行されている間は勧告できない。基本的には当事者に話し合ってもらい、だめなときは履行勧告、それでもだめなときは再度の調停

を申立ててもらっている。調停手続の中で家庭裁判所調査官が入って、 心理的調整をしたり、DVD、しおり又は絵本などを見せて一緒に考 えてもらったりしている。子にとってよりベターな状況を目指しても らう関わり方をしている。

夫婦とか親子の関係は時代とともに変わってきて難しくなっているとは思うが,その点で考えているところはないか。

日本では離婚後は単独親権となっていて,一方の親が親権者となるが,外国のように共同親権とならないのか。

日本では共同親権を採用する方向にはない。

日本では子はかすがいで,子のために我慢をする文化であり,面会交流の制度が日本人の心情,文化とマッチしているのかと思う。理想の制度はできるが,今年の夏の新聞記事で,民法の一部改正を自治体の職員さえ知らないことがあると知った。事実,面会交流について離婚届のチェック欄に記載がなくても受理されている。法務省も,法改正を周知するための措置なので,チェックが付いていなくても受理するとしている。窓口の自治体側から趣旨が徹底されておらず,運用が浸透していないとの記事もあった。また,一般人にとって裁判所は敷居が高いこともあり,初めて科学調査室を見た。「裁判所でこれだけしていますよ。」と言っても自治体職員が知らなかったり,手が回らなかったり,トラブルが嫌で介入しなかったりする例もある。そのあたりを掘り下げてやっていかないと,いくら制度だけ作ってもうまく回らないとの印象を持っている。

昭和50年代くらいまでは裁判所も面会交流に比較的消極で,子が

離婚した父母に会ってさらに葛藤を深めるのではという理由であった。その後,子が非監護親と接触することがいかに重要かが認識されるようになり,現在では裁判所も法務省も,子の成長のために接触を持てるようにしようとしている。また,面会交流と親権とは必ずしもリンクしていない。家裁では,子のために父と母が会って調停を進めており,子のために会う必要性から説得とか審判をする。一方,社会では面会交流の重要性の理解はまだ低い。法務省やマスコミの働きかけにより,子のために面会交流を考えていくという社会的前提ができればよいと考える。

子のための面会交流という考えが浸透していないため,法改正をしたりして意識改革を始めたところである。法務省も今年になってパンフレットを作ったりした。面会交流は子のためにするのだとして動き出したのはそう古いことではない。

最高裁のウェブサイトに面会交流についての記事を掲載して,広報 に努めている。

民法766条改正についても、弁護士が全員知っているかというと、 心許なく、案外知らない人もいるのではないか。一般の方はなおさら なので、マスコミを通じて知らせてもらった方がよい。協議離婚では 裁判所に来ないので、マスコミの力が大きいと思う。

裁判所に来ないで協議離婚をする方にも面会交流について決めてもらいたい。離婚調停の話し合いの中でも面会交流について、簡単に、自由に会ってよいという親もいるし、絶対嫌だという親もいるが、面会交流については約束として決める方向で進めている。

新聞記事で離婚届のチェック欄にチェックがあるのは低いパーセン トと知り印象的だった。チェック欄ができたのは最近で、法務省が新 法に向けて世論を喚起するためにという説明があった。日本では戦後 母親だけで立派に育てられた子が非常に多く,親権者が一人でも子は 育つという考えを聞いたことがある。離婚すれば子と縁が切れても自 然という雰囲気があり、平成に入っても面会交流という制度を知らな いできたが、心理学的にも、両親がいて自分が存在するという意識を 持って育つのが自然という考えが浸透する中で、面会交流が強調され るようになった。理論は子の福祉だが,先ほどのDVDにもあったと おり,成功するかしないかは具体的・現実的にはケースバイケースの 要素があると思う。アメリカは共同親権で両親の間を行き来していて, そういう絵本もたくさんあり,読むとなるほどと思うものが多い。ア メリカでは面会交流のサポート態勢がすごくあると聞いていて,とり あえず裁判所で取り決めをして,その後は社会全体でどう育てていく のかを実感させられる。そうして育った子がまた立派に育って、自分 はこうだったということで面会交流は定着していると思う。

面会交流のサポート態勢について何かないか。

民間組織としては、「FPIC(社団法人家庭問題情報センター)」が面会交流のお手伝いをしているが、和歌山にはなく、大阪の「FPIC」を利用してもらうことになる。調停事件の当事者にはそういう情報を持っている者もいる。

先日,11歳の子どもに対する母親による悲惨な虐待について,父 親がインタビューで「もっと母親と連絡を取っておけば良かった。」 と答えており、悲痛な叫びと感じた。

面会交流については、なかなか理解できない当事者が多い。調停の場合、調停委員がいろいろとアドバイスをしているが、裁判所として面会交流を実施するように説得させる研修はないのか。私も調停委員をしているが、そのような研修を受けたことがない。他府県の調停で面会交流の話もするが、「相手が理解しなければ実施できない。」と言い切る調停委員もいた。

調停委員には,子の福祉及び利益のため,調停中に面会交流の話題が出れば家庭裁判所調査官を呼んでもらうように説明している。

家裁は、調停委員に対して面会交流に特化した研修会や講習は予定していないが、必要性はあると思う。個別の事件において、家庭裁判所調査官の働きかけを調停委員は見ており、具体的な事件を通じての感覚はとぎすまされているとは思うが、検討していきたい。

調停委員自身は面会交流の意義を理解していると思うが,面会交流 に特化した研修を考えたい。

自己研鑽とかグループでの研修もできるのではないか。

自己研鑽のできる調停委員は問題はないが,無関心の調停委員が問題である。

和歌山では女性調停委員が月1回自主研修をしており,その中で実際の経験を通じて面会交流の話をしていると聞いている。

そのとおりである。

面会交流事件の申立てについてはここ数年では毎年多くなってきて おり,ある程度社会に浸透してきていると思っている。 面会交流の調停が不成立になる理由はどのようなものが多いのか。

そもそも会わせないというパターンと、会うことは合意できても条件面で合わないパターンがある。

同じ土俵に乗って,回数とかの話なら良いが,全く調停に出て来ないこともある。相手が再婚したり,祖父母が絡んでくることもある。

若い人なら、自活するお金がないので自分の母や父に頼ることが多いと思うが、祖父母が面会交流の必要性を理解していないケースがよくある。祖父母の意識を変えるのにDVDを視せるのがよい。特に和歌山では母親の収入が少なく実家に帰るケースは多いと思う。

祖父母の要請で動いている父母もいる。調停には父母しか入れない し、家庭裁判所調査官は父母を動かすようにしている。祖父母にDV Dを視せたりはしていない。

本人に調停で面会交流の話をしても,家に帰って祖父母の話を聴いてだめになることがある。祖父母を説得する必要性を感じる。

和歌山の地域的特性か。都会では祖父母との別居が多く,考えにくいところだ。

場合によっては祖父母に裁判所に来てもらってDVDを視てもらい, 子の親を説得してもらうアプローチもあるかも知れない。

弁護士が付いているときは、弁護士に祖父母への説得を期待している。

弁護士にDVDを貸し出して,依頼者に視てもらうことはあり得るのか。

あり得るが, 弁護士が依頼者の両親に視てもらうというような使い

方は現在はしていない。研修用として弁護士に視てもらうことは考えられる。

DVDの一部を裁判所ウェブサイトで動画配信しているので,インターネットで視ることができる。

親が虐待するのでもなく、会いたいと申し立ててきたとき、それを断ることができるのか。例えば母親が監護していて、父親が会いたいと申立ててきたとき、回数が合わずに面会交流が成り立たないというのはあり得るのか。

調停で話がつかないと審判に移行して,裁判官が判断する。回数とか諸事情,子の年齢,発達段階を加味して,この場合は2か月に1回,とかの決定を出す。面会交流は原則認めなければならないが,例外的に認めないこともある。たとえば,過去に連れ去りやDVをしてきた非監護親の場合などである。

しおりを見て、子どもの利益を最優先に考えている資料としてはとてもよくできているし、よく分かった。これまで、面会交流が制度としてどういうものか知らなかった。学校関係でいうと、会わせて欲しいという話が学校にも来る。そのとき、会わせてよいのか会わせてはいけないのか分からない。簡単に会わせてはいけないこともあると思うので、いろんな形で広報してもらえると有り難い。

学校が巻き込まれるケースも結構あるのか。

問い合わせは結構ある。

広報、研修などの御意見もいただいた。マスコミにも御協力いただ きたい。本日は貴重な御意見をいただき感謝を申し上げる。いただい た御意見を踏まえて裁判所で取り組みを進め,次回の家裁委員会で報告させていただく。

- 5 次回委員会の意見交換テーマ 家事事件手続法について
- 6 次回委員会の開催日時平成25年6月7日(金)午後1時30分
- 7 退任委員のあいさつ 辻委員及び松浦委員から退任あいさつを受けた。
- 8 閉会